

令和5年11月27日
(月曜日)

令和5年 第8回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第1号 専決処分の報告について
(幌延下水道管理センター外壁等補修工事請負契約の変更)
- 5 報告第2号 専決処分の報告について
(新糠南橋橋梁補修工事請負契約の変更)
- 6 報告第3号 専決処分の報告について
(八線橋橋梁補修工事請負契約の変更)
- 7 議案第1号 工事請負契約の変更について
(町道幌延北進線道路改良工事)
- 閉会宣告

本日の会議の順序

	開会宣告及び開議宣告	日 程 第 5	報 告 第 2 号
日 程 第 1	会議録署名議員の指名	〃	6 報 告 第 3 号
〃 2	会 期 の 決 定	〃	7 議 案 第 1 号
〃 3	諸 般 の 報 告		閉 会 宣 告
〃 4	報 告 第 1 号		

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無 量 谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町	長	野々村	仁
副	町 長	岩 川	実 樹
教	育 長	青 木	順 一

総務企画課長	早坂	敦
住民生活課長	村上	貴紀
保健福祉課長	島田	幸司
産業建設課長	角山	隆一
国民健康保険診療所事務長	古草	勝
教育次長	伊藤	一男

総務企画課総務係長	原田	太喜
産業建設課建設係長	若杉	忍

議会事務局出席者

議会事務局長	岡田	英樹
事務局次長	藤田	秀紀
主 任	横山	薫

議 長 西 澤 裕 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は、8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年 第8回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布されているとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において5番、植村敦君、6番、無量谷隆君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、11月27日、1日にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第4 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第1号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和5年 第5回幌延町議会定例会において工事請負契約の締結について議決いただいた「令和5年度施行 幌延下水道管理センター外壁等補修工事」について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和5年9月19日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額7,172万円を設計変更より、7,385万4千円に、213万4千円増額するもので、変更の主な理由は、現場の詳細確認により、設計値以上に壁面のひび割れの進行や欠損等が確認されたこと、また、特に劣化が激しい箇所について、別途補修を行う必要が生じたことから、補修の施工面積等を増加したことによるもの

です。以上、報告第1号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

今、説明を受けたんですけど、当初、見積りっちゅうか、入札の段階でこの設計変更に係る部分は見当たらなかったのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけれども、設計時に、ある程度、補修箇所は見込んでおりましたが、補修箇所が高所であることから、工事を始めてから、足場を組んで、現地の詳細を確認したと。その中で、補修箇所が増える必要があるということで今回増額の変更しております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今説明あったとおり、設計変更によって金額が増額したんですけども、足場を組んで現場を見て面積が広まったから、経費が余計掛かりますよということは、報告があって、それから役場内のどういう話合いとかね、どういう約款にのっとって、この変更後の金額が確認されて専決処分されたのか伺います。

そして、その仮契約というか、しなかったのか。仮契約したのならば、それがいつになるのか教えてください

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問、設計変更までの経緯ということでございますけれども、まずは工事施工してから、現地、先ほど申し上げたように足場を組んで確認して、施工入りますけれども、その中で現場から、設計書との差異があるということで、監督員に協議の申出が出ます。これは、通常、設計変更を行う場合の流れでございますけれども、工事受注者と監督員の中で打合せをし、変更箇所が生じる必要がある箇所を確認した上で、再度、設計する。その上で、新しい設計金額を出します。

工事請負金額については、工事の契約率等ありますので、その設計額に、契約率を掛けたような形で、新しい請負金額を出す。その上で、今回は、議会の議決ではなく、報告案件でございますので、11月19日に契約の変更をし、その旨を今回、報告させていただくというような形の流れとなっております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

私1回目の質問で約款はあるのかって聞いたんですけども、幌延町には「建設工事標準請負契約約款」そういうものはないんですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

工事請負契約を締結するに当たって、その中に、約款がありますので、そこに応じて、今回、設計変更、契約変更に当たる事案ということで、変更に至ったということでございます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。約款にのっとして協議をして、認めましたよ、専決処分したということでよろしいですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

設計変更までの流れは、約款にのっとして行います。

それとは別に、今回の議会報告というのは、契約金額に応じて、契約締結時に、議会の議決をいただいているものですから、変更にあたっては、同様に、今回は、変更金額300万に満たないものは、報告で良い。専決処分できますということになってますので、専決処分をして今回報告するものでございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第1号は、報告済みといたします。

日程第5 報告第2号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第2号 「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和5年第4回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただき、同年第7回幌延町議会定例会において契約の変更について議決いただいた「令和5年度施行 新糠南橋橋梁補修工事」について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項、及び、町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和5年11月1日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額5,775万円を設計変更より、5,751万9千円に、23万1千円減額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりましたコンクリート殻等の産業廃棄物処分数量の確定値が概数を下回ったことによるものです。

以上、報告第2号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第2号は、報告済みといたします。

日程第6 報告第3号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第3号 「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和5年第4回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただき、同年第7回 幌延町議会定例会において、契約の変更について議決いただいた「令和5年度施行 八線橋橋梁補修工事」について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項、及び、町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和5年11月1日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額 5,931万2千円を設計変更より、5,923万5千円に、7万7千円減額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりましたコンクリート殻等の産業廃棄物処分数量の確定値が概数を下回ったことによるものです。

以上、報告第3号、専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

コンクリート殻の質問なんですけど、先ほどのやつもコンクリート殻の変更の額なんですけど、総額で、このコンクリート殻は、両方で幾らぐらいかかったのか。

建設係長 若 杉 忍 君

コンクリート殻の処分に関する費用に関してなんですけども、八線橋におきましては、地覆の取壊しが主な内容となっております。

金額につきましては、運搬費、処分費込みで、5万円程度ということになっております。

3 番 深 澤 博 幸 君

5万円のうちから7万7千円減額されたという理解でよろしいでしょうか。

建設係長 若 杉 忍 君

最初の回答の中で、コンクリート殻等ということで、コンクリート殻のほかに、塗装の剥がしたブラスト材の処分も含まれておりまして、そちらの金額がちょっと大きな金額になっていまして、そちらが、全体で10万円程度となっております。

最終的にコンクリート殻ブラスト材の関係の金額を足しまして、落札率を掛けた金額が7万7千円ということで、計上させていただいております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

当初の説明では、業者さんが同じ業者さんで、道外に搬出するということでしたが、これ全て終了したんですか。

建設係長 若 杉 忍 君

今のご質問は、PCBの関係だと思われるんですけども、それにつきましては、前回、議会のほうで、減額ということでさせていただきまして、今、別途、契約に向けて進めておりまして、年度内には、別途で処分を終えるという形で予定しております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

変更理由は、コンクリート殻の台数を下回ったということだったんですけども、台数でよかったですね。

台数だと私は聞こえたんですけども、何台の予定が何台になったということでもいいですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

概数というふうに申し上げております。

数量といたしましては、コンクリート殻が16.97トン、ラスト材が4.95トンという処分量ということでございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第3号は、報告済みといたします。

日程第7 議案第1号「工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

4番高橋秀之君は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(4番高橋秀之議員退場)

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第1号「工事請負契約の変更について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和5年第4回幌延町議会定例会において、工事請負契約の締結について議決いただいた「令和5年度施行 町道幌延北進線道路改良工事」において、設計変更により、契約金額を変更する必要が生じたため、「議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の変更について、提案するものであります。

工事請負契約の変更は、当初契約金額1億1,968万円を設計変更により1億67万2千円に1,900万8千円減額しようとするもので、変更の主な理由といたしましては、道路改良工事に先行して、別発注で実施する同路線の水道管更新工事において、7月から8月にかけて、集中的降雨が多く、現場作業を止めざるを得ない日が多く発生したことが影響し、本道路改良工事における掘削工事の施工スケジュールに遅れが生じたことにより、排水構造物の施工に当初予定から2カ月程度遅れがでたこと、加えて、本工事における最終工程となる舗装工事におけるアスファルト調達において、アスファルト製造プラントが年内で稼働を止め、再稼働が来年3月となる状況であることから令和6年2月13日に設定した工期での完成が見込めないと判断し、工事延長を263.13mから233.01mに30.12m短縮したことによるものです。

また、本年度短縮した区間の施工は、令和6年度の工事区間に繰入れたうえで、事業の全

体スケジュールへの影響を最小限にとどめたいという本路線の整備を進めてまいります。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

3番 深澤博幸君

ただいまの説明で、プラントの中止というか、その辺の話があったんですけど、当初、計画の段階でプラントの情報は入手出来なかったのか。その辺を伺いたと思います。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問にお答えいたします。

当初のスケジュールにおきましては、水道工事等の工事スケジュールを調整し、年内に舗装工事のほうもできるというようによんでおりましたが、今回、その現場の遅れが出たという中でいろいろ情報収集する中で、アスファルトの調達が年内は困難であるという情報が新たに入りまして、今回、当初の工期では難しいという判断をしたということでございます。

3番 深澤博幸君

私、質問したのは、当初の計画の段階で、プラントの中止というのは、見込めなかったのかというお尋ねしたんですけど。

産業建設課長 角山隆一君

当初は、計画どおり進めば、2月の工期で終わるというような中で、アスファルトの施工も含めて計画しておりました。

ただ、当初予定していたアスファルト工事の時期がずれたということで、再度確認したところ、プラントのほうの稼働が年内であるということがはっきりしましたので、それと合わせると、工期には、難しいなという判断になっています。

議長 西澤裕之君

ほかにごありますか。

7番 齋賀弘孝君

この町道幌延北進線道路を利用する皆さんには、雨の影響ですね、水道管の移設が、雨で遅れたよということなんですけども、なんら御迷惑をおかけしなかったのか、また、アスファルトがまた施工されていませんから、この時期、冬に向けて、また、この道路を利用する方々に御不便をおかけすることはないのかお伺いします。

産業建設課長 角山隆一君

はい、ただいまの御質問ですけれども、先ほど申し上げたとおり、アスファルト工事は、3月にも動くという情報もありましたので、これを伸ばしてやるということも考えたんですけども、その場合、冬季間の施工となること、また、除雪作業等々で、なかなか舗装をはがしたりした所をそのままにできない。その期間を長くこともできないだろうということで、議員御指摘のとおり、沿線住民の方に御不便をかける部分もあろうということを経営的に判断して、短縮した区間で、令和5年の施工としたいというふうに考えた次第でございます。

議 長 西 澤 裕 之 君
よろしいですか。ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(4番高橋秀之議員入場)

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和5年第8回幌延町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

(10時25分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 5番 植村敦

署名議員 6番 無量谷隆

以上、記録する。

事務局次長 藤田秀紀